

令和2年7月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和2年7月10日 午後3時00分
第一委員会室

2 閉会日時 令和2年7月10日 午後4時15分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2) 欠席者

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	松尾翔太郎
係	中田 学
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）
議案第2号 農地法第5条（知事）
議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
議案第4号 非農地判断
報告第1号 農地法第4条（届出）
報告第2号 農地改良届の受理について
報告第3号 利用権の終了（農用地利用集積計画）
報告第4号 農地中間管理事業法第18条5項（農用地利用配分計画の公告）

午後3時00分開会

○事務局長（ 君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第7回古賀市農業委員会定例総会を開会させていただきます。

開会させていただきます前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本日の出席委員は20名で、全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本定例総会は成立していることを、まずは御報告を申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降の議事進行については、 会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（ 君） こんにちは。今日は変更になるということで、大変申しわけありませんでした。いろいろ災害が発生しておる中においてやっていかないかんもんですから、どうしても委員会は中止とはできませんので、よろしくお願いします。

田植えも終わり、ほっとした中において、100年に一度も十度もあるような大雨が降って、皆様も大変困っておると思います。また、コロナも全然終息の目途が立たない状況となっております。皆様には十分体に気をつけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、ただいまから令和2年第7回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

.....
○議長（ 君） 本日の議事録書名人は、宮本委員と青谷委員さんでお願いいたします。

.....
○議長（ 君） では、日程1、議案第1号農地法第3条、申請番号7—6、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号7—6について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人の年齢は47歳で、古賀市内で農業をされている方です。

農業従事年数は、約10年と伺っております。

所有の農機具としましては、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有されているとのことです。

現在の農業経営状況としましては、本人と古賀市に在住されておられる両親とで水稻の生産をされておられます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の3ページ目をお願いいたします。

今回の申請地につきましては、3ページ目でございます古賀サービスエリアの東側に位置する3筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、田として水稻の作付を行っていきたいとのことです。

最後に、下限面積の御説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は、2万5,457平米で、50a要件を満たしております。

あわせて、地元地域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。何もないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決をとらせてもらってもよろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、申請番号7-6に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号7-7、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号7-7について説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人につきましては、先ほど説明した譲受人と同じ方なので割愛させていただきます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の4ページ目、5ページ目をお願いいたします。

今回の申請地につきまして、まず、4ページ目につきましては、福津市境の広域農道沿いの水田10筆と清瀧寺の南西1筆、5ページにつきましては、古賀サービスエリアの東側の4筆の合計15筆、1万3,267平米となっております。

今回の申請地につきましては、平成30年に市外に住む譲渡人が両親より相続を受けたものですが、農地の管理が困難ということから、地元で農業をされている譲受人と売買契約を締結する

ものです。

今後の申請地における営農計画としましては、田につきましては水稻の作付を行っていききたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は、2万5,457平米で、50a要件を満たしております。

あわせて、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決をとらせてもらってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第1号、申請番号7-7に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第1号、農地法第3条の申請番号7-8、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号7-8について説明いたします。

今回の申請につきましては、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。

まず、申請人の説明からいたします。

申請人は年齢38歳で、古賀市内で農業をされておられる方です。

農業従事年数は、約17年で、現在の農業経営状況としましては、御家族でイチゴの観光農園を経営されておられ、ほかにも、イチジク、水稻などの生産もされておられます。

所有の農機具としましては、トラクター、田植え機、トラックなどを所有されておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページ目をお願いいたします。

申請地は、青柳区にあります五所八幡宮の北西に位置する農地1筆でございます。

今後の申請地における計画としましては、ブルーベリーの栽培をされていききたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の世帯の現在の耕作面積は、3万865平米で、今回の申請は同一世帯内の申請であることから、耕作面積の変更はなく、50a要件を満たしております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（██████君） ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） では、申請番号7-8に賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第1号、第3条許可申請の申請番号7-9、10の説明をお願いします。

○係（██████君） 説明に入らせていただく前に、今回、██████委員さんが関係人になられますので御退席をお願いいたします。

〔██████委員 退席〕

○係（██████君） 申請番号7-9、7-10につきましては、関連する案件となりますので、あわせて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

では、議案第1号、農地法3条の許可申請、番号7-9、7-10について説明をいたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人の年齢は69歳で、古賀市内で農業をされておられる方です。

農業従事年数は、約20年と伺っております。

所有の農機具としましては、トラクター、乗用草刈り機等を所有されておられます。

現在の農業経営状況としましては、御本人と奥様で野菜の生産をされておられるとのこと。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の7ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は青柳にございまして、青柳養鶏所の鶏舎の南東にございまして。北側が申請番号7-9で、南側が申請番号7-10の筆となっております。

今回の申請地につきましては、4月期の農業委員会におきまして、青柳踊ヶ浦地区において、流通施設の建設に関する開発から発生する土砂を利用した農地改良ということで御審議をいただいたものです。

今後の申請地における営農計画としましては、ネギ等の野菜を作付されていきたいということです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、1万1,048平米で、50a要件を満たしております。

あわせまして、近隣地区の区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ合意を取りたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、申請番号7―9に賛成されます農業委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 続きまして、先ほど事務局は7―10までいきましたものですから、

7―10に対して賛成されます方、農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔 委員 着席〕

.....

では、続きまして、日程2、議案第2号農地法第5条の申請、申請番号7―8、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第2号、農地法第5条の許可申請、番号7―8について説明いたします。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買により所有権を移転し、駐車場として転用を行うという内容となっております。

まず、位置図について説明をいたします。議案書の11ページ目をお願いします。

申請地は、薦野にあります天降神社の南に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の周囲におきましては、他地目に分断があり、農地の広がりにつきましては10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。12ページ目をお願いいたします。

本申請地は、米多比において運送業を営む譲受人において、現在の車両置き場が手狭となったため、貨物車両の駐車場として利用するものです。車両につきましては、北側の県道から出入り

を行うこととしており、砂利舗装を行い、貨物車、商用車等、18台を駐車する計画となっております。

利用方法としましては、こちらに社員が自家用車等で乗り入れを行い、ここに置いてある社用車に乗りかえを行い、利用することです。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましては、敷地の東側から南側にかけてU型側溝を敷設し、溜桝を經由して、南側の農業水路へ排水することとしております。

なお、先日行われました役員会におきまして、油水分離槽をつけるべきではないかという御意見をいただきましたことから、申請人のほうと協議を行いまして、南西側のますのところに油水分離槽を設置するというので協議は整っているところでございます。

次に、汚水、雑排水につきましては、発生する予定はございません。

次に、盛土、切土について説明をいたします。

EE'断面、FF'断面の敷地の東側において、最大で120cm程度の切土を行う計画となっております。

最後に地元水利関係承諾書について説明いたします。

地元からは、児童生徒の登下校時の出入りを避けることを条件として、令和2年6月25日付で承諾書の提出がっております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

本日、現地確認が行われませんでしたので、写真の資料をおつけさせていただいております。

今回の申請、7-8、7-9につきましては、写真左上とじの資料のほうで1ページから3ページまででつけさせていただいております。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

○委員（15番 君） 今、説明がありましたとおり、薦野開発委員会におきましても油水分離槽をとということで要望していました。事業者は4トン未満の車両で洗浄はしないということでした承していましたが、事務局から指示していただいて設置となりました。

それから、写真のほうの1ページの右側の県道のところでございますが、7-8のところの①のところ、最初は①のところに入りがあったんですけども、左のほうが相当狭くなりまして、渋滞する可能性があるということで、7-8の上のほう、②のほうに出口を設置するというので、設計のやり直しをお願いして、こういうふうになっています。

それ以外は皆認めるということで、了承したということでしております。

以上であります。

○議長（ 君） ありがとうございました。

ほかに何かないですか。なければ、7—8の採決を取りたいと思いますが、ようございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号7—8に賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の許可申請、申請番号7—9に対して、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第2号、農地法第5条の許可申請、番号7—9について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で売買を行い、社員用の住宅建設のため、転用するといった内容となっております。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。

位置図について説明をいたします。議案書の14ページ目をお願いします。

今回の申請地は、先ほど説明いたしました申請番号7—8の右隣に、東に位置しております斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地におきましても、周囲を他地目に分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。15ページをお願いします。

ここでは、社員用の個人用住宅を建築することとしており、会社と居住者との間で賃貸借契約を締結するというふうになっているとのことです。敷地の北側に住宅を建設し、南側については砂利舗装し、自家用車等の駐車場として利用する計画となっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましては、住宅部分につきましては、家の南形にU型水路を設置し、東側の市道の側溝に排水することとしております。駐車場の雨水につきましては、先ほど説明いたしました事業用駐車場の敷地内に新設するU型側溝に排出する計画となっております。

次に、住宅より排出する汚水、雑排水につきましては、北側の県道に埋設してある集落排水管に接続することとしております。

次に、切土、盛土について説明をいたします。

北側の住宅部分につきましては、最大40cm程度の盛土を行う計画となっております。

最後に地元水利関係承諾書について説明をいたします。

個人用住宅につきましては、特に条件を付されずに承諾書の提出がっております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（██████君） ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

○委員（15番 ██████君） 今、事務局から説明がありましたとおりですが、やはり、これにつきましても住宅建設の工事は、通学時間帯のときは行わないようにということでお願いをしております。

それ以外は認めています。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（██████君） ありがとうございます。

ほかに何か御質問がありましたら、どうぞ。

○委員（5番 ██████君） 個人用住宅はアパートになるんですか。2階建てになりますか。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████君） 個人用住宅でして、ここには社員さんの個人の住宅が建つことになっていきます。

○委員（5番 ██████君） 賃貸で、個人で。1家族しか入らないんですか。

○係（██████君） はい。1家族しか入られません。

○委員（5番 ██████君） 2階建て。

○係（██████君） 2階建てになります。

○議長（██████君） ほかに。

なければ、採決を取りたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） では、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号7—9に賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の許可申請、申請番号7—10に対して、事務局、説明をお願いします。

○係（██████君） 議案第2号の農地法第5条の許可申請、番号7—10について説明いたし

ます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、建築資材置き場兼駐車場に転用するという内容となっております。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の17ページをお願いいたします。

申請地は、筵内と米多比の区境にございます熊鶴橋の東側に位置する斜線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地につきましては、北側は河川、東西南側につきましては他地目による分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。議案書の18ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、北側については、建築業を営む譲受人が建築用資材の置き場として北側を利用し、南側につきましては、現場写真の駐車スペース及び周辺住民向けの月極駐車場として利用することです。敷地全体を砂利舗装し、周囲をコンクリートブロックで土留めを行う計画となっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、敷地の西側に溜桝を設置し、西側の里道にあります雨水ますに接続し、北側の河川に排水する計画となっております。

汚水、雑排水については、発生する予定はございません。

次に、切土、盛土につきましては、今回につきましては整地程度で造成は行わないとのことです。

最後に地元水利関係承諾書について説明をいたします。

地元からは、条件なしということで承諾書の提出がっております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

現場につきましては、写真の4ページ目からになっております。4ページ目が航空写真となっております。5ページ目は現地の写真というふうになっております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら、どうぞ。

○委員（3番 君） 地域委員です。この件につきましては、雑排水やらは出ないということで、一応、認めて、捺印、許可をいたしました。そして、この右隣りに1年ほど前に同じ

開発がありましたので、無条件で許可したものです。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに御質問がありましたら、どうぞ。

○委員（19番 君） この現場のところ、北側、ちょっと内側、奥のほうに入っていますけども、無断駐車でかなり乗用車が駐車している場所だと思うんです。

今回は、一部月極駐車場があるとあるんですけども、この台数は大体何台ぐらいを考えてあるんですか。

○係（ 君） 基本的には10台駐車スペースをつくるんですけども、8台程度は周囲の住民向けの駐車場として利用されたいとのことなんです。

○議長（ 君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をとらせてもらってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条の許可申請、申請番号7—10に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号7—11、事務局、説明をお願いいたします。先に写真の説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、番号7—12について説明いたします。

申請人、申請地については記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で売買により所有権を移転し、建築条件つき売買予定地の造成として転用を行うという内容となっております。

建築条件つき予定地といったものはどういったものかと言いますと、売主が買主に対して指定の建築会社で一定期間内に住宅を建築することという条件をもとに売買を行う土地です。

農地転用制度におきましては、これまで住宅用に供される土地の造成のみを目的とした農地転用につきましては、住宅に供されることが確実とはいえないことから、原則認められないとこれまでされてきておりましたが、平成31年3月より、もし区画が売れ残った場合には、建設会社のみずから建設するなどの一定条件を満たす場合は転用が認められることとなったという要件が緩和されたことに伴い、申請があったものです。

それでは、まず、位置図の説明をいたします。議案書の20ページをお願いいたします。

申請地につきましては、町川原2区の公民館の南西に位置します丸囲み内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の東側、西側、南側におきましては他地目による分断があり、北側に一部農地はございますが、その先、他地目による分断があるため、農地の広がりには10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。21ページ目をお願いいたします。

本申請地は4個の宅地を造成する計画となっております。中央部より敷地の東側に、市道に接続する新設道路を設置する計画となっております。新設道路を除く周囲につきましては、コンクリートブロック等を設ける計画となっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、各敷地内に雨水ますを設け、新設道路に設置する側溝を経由して、東側の市道側溝に排水することとしております。

汚水、雑排水につきましては、東側市道の下に公共下水が来ておりますので、こちらに污水管をつなぐ計画となっております。

次に、切土、盛土について説明をいたします。議案書の22ページ目をお願いいたします。

こちらは、AA'断面におきまして、西側に30cm程度の切土を行う計画となっております。最後に地元水利関係承諾書について説明をいたします。

地元からは、東側、市道側の溝の周囲を張りコンクリートをするなど、防草処理を行うこと、防犯灯の周りを舗装することなどを条件として、令和2年5月28日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。ないですかね。

○委員（20番 君） 町川原委員ですけど、さっき言いましたように付加条件をかけたまま、出入り口につきましては、前、住宅地なので狭いということで、南側から入るということで条件をつけています。

以上です。

○係（ 君） 補足いたします。

工事車両につきましては、位置図でいいますと、342-2のほうです。こちらの方向に道が
ございしますので、北側の市道は非常に道が狭いということで、南側のほうを使って工事での車両
を搬入するという条件をされたということです。

○委員（5番 [] 君） 住宅ができてからは東側から入るということでもいいですか。

○係（ [] 君） 完成してからは北側というか、340側の道路から侵入するんですけど
も、工事車両につきましては、位置図でいう南側から侵入することという条件とのことです。

○議長（ [] 君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [] 君） ほかになければ、採決をとらせてもらってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [] 君） では、農地法第5条の申請番号7-11に対して賛成されます農業委員
の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ [] 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第5条の許可申請、申請番号7-12、事務局、説明をお願いいた
します。

○係（ [] 君） それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、番号7-12について説
明いたします。

写真資料につきましては、8ページ目、9ページ目というふうになっております。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で売買を行い、自己用の個人用住宅に転用するという内
容となっております。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の23ページをお願いします。

申請地は、薦野、天降神社の西側に位置する斜線部1筆となっております。

まず、農地区分の説明をいたします。

今申請地は、北側を河川、当税につきましては、山林による他地目の分断、南側につきましては
は、宅地による他地目の分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから、二種農地であ
ると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。議案書の24ページをお願いいたします。

本計画では、敷地の中心部に住宅を建設し、北側、西側、南側につきましては、ブロック塀で
囲い、東より車両の乗り入れを行う計画となっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましては、住宅の周囲に雨水ますを設置し、東側の市道の既存の排水ますに排水し、河川へ排出する計画となっております。

次に、汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、ここで処理を行い、雨水とあわせて既存の排水ますへ排出いたします。

次に、切土、盛土でございますが、こちらにつきましても、整地程度で造成の計画はございません。

最後に地元水利関係承諾書について説明をいたします。

地元からは、条件なしということで承諾書の提出がっております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

○委員（15番 君） 区域委員です。今、説明がありましたけれども、無条件で承諾しています。

合併浄化槽のことでは、本来なら集落排水を使うのですが、市のほうに確認しましたが、集落排水のあれがこないということで、合併浄化槽にしています。

あと、農地への排水はないということで、無条件で認めています。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かありましたら。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をとらせてもらってもよろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号7—12に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号7—13、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、番号7—13について説明いたします。

写真の資料につきましては、10ページ目、11ページ目、12ページ目となっております。
11ページ目の写真が南側の県道からの写真でして、12ページ目の写真が北側の大根川の方面から申請地を臨んだ写真となっております。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりとなっております。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で売買を行い、駐車場及び事務所兼倉庫を建設するため、転用を行うという内容となっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の25ページをお願いいたします。

申請地は、薦野、清瀧にございます。清瀧寺の南側に位置する丸囲み内の斜線部6筆になっております。

まず、農地区分の説明をいたします。

申請地につきましては、北側について河川により分断、東側、南側につきましては他地目による分断、西側にはビニールハウスがあり、一部、農地の広がりがありますが、その先は宅地等他地目による分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。26ページ目をお願いします。

本申請では、全長16m程度の大型トレーラーとの貨物運搬車や従業員用駐車場、倉庫、事務所を建設する計画となっております。敷地全体につきましては、アスファルト舗装をすることとしており、周囲につきましては、L型擁壁、コンクリートブロック等により土留めを行うこととしております。

車両の乗り入れにつきましては、南側の県道1カ所より行います。トレーラーの乗り入れ等、転回軌跡図につきましては27ページに記載させていただいております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、敷地の中ほどに新設するU型側溝に取水し、油水分離槽を経由し、北側の河川に排水する計画となっております。

次に、汚水、雑排水につきましては、南側の県道下に公共下水が来ておることから、ここに接続し、排出することとしております。

次に、切土、盛土ですが、28ページ目をお願いいたします。

ナンバー1断面におきましては、最大2.3m程度の盛土を行うこととしております。ナンバー2断面におきましては60cm、ナンバー3断面におきましては1.9m程度の盛土を行い、全体としては、南側の県道の高さまで盛土を行うこととしております。

最後に地元水利関係承諾書について説明をいたします。

こちら、地元区からは通学時間帯につきましては車両の乗り入れ等を行わないこと等の条件

をつけておられ、令和2年6月25日付で承諾書の提出があり、あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（██████君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

○委員（15番 ██████君） 区域委員です。事務局から説明がありましたように、通学時間帯は車の通行をしないこととしておりますが、工事中の通学時間帯は出入りをしないということで確認をしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（██████君） ありがとうございます。

ほかに何かありますか。どうぞ。

○委員（2番 ██████君） この地図上は払い下げちゃっていいのか。里道か何か。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████君） 里道でございます。里道につきましては、もう使用されないということなので払い下げの申請が。

○委員（2番 ██████君） 無償ですか。

○係（██████君） 払い下げですので費用が発生いたします。

○委員（19番 ██████君） 有償。

○係（██████君） 有償です。

○委員（2番 ██████君） 金額がいくらになるかわかりますか。

○係（██████君） ちょっと今、手持ちの資料がございませんので、申しわけございません。

○委員（2番 ██████君） 1466-12は何なの。

○係（██████君） いや、1466-12につきましては農地です。

○委員（2番 ██████君） これは農地。せつかくなので聞きますけど、今回、面積は結構ありましたけど、こういうのっていうのは、企業からの話ですか。農地の所有者が農地の売買をしたいということで、どこかにお伺いしてからのことですか。どういう経緯で開発になるのですか。

○係長（██████君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますけども、今回の案件に限らず、大体の案件につきましては、譲渡人、譲受人、どちらが希望したものかというのは、農業委員会事務局としては聞き取りは行っておりません。それについては、個人さんの事情でもありませんし、農地法の申請について、どちらがやるからということで左右されるものではないということで判断しておりますので、そういうことについては、聞き取りは基本的には行っておりません。

以上であります。

○委員（２番 [] 君） そうすると、所有者の方には認定農業者さんがおられると思いますが、農地転用は農業を営む上でかなり必要なものですよ。農地が減るということで農業の経営が悪化するとかというのは、収入が下がるということはないですか。農業自体を生業と、継続的にできるんですか。

○係長（ [] 君） その点につきましても、基本的には申請につきましても、所有者または譲受人の同意といえますか、署名捺印をいただいで申請になりますので、今回、土地の所有者の方の今後の農業経営、また普通の生活についても、そういう点を了承されての今回の申請になっていると事務局のほうでは思っておりますので、その点について協議は行っていないところでございます。

以上であります。

○委員（２番 [] 君） これはお願いですが、認定農業者さん、あるいはこの地区は基盤整備予定地区と聞いております。基盤整備予定地区の農地の所有者が農業を生業にしているのに農地を減らすのはいかなものかと思えます。農業を営む上でのプライドとか、それを考えれば、ちょっとやっぱりこういう話があった時にこういうことを一言つけ加えてもらいたい、あるいは農業としての、農業人としての品格を持ってもらいたいというふうに希望します。

以上です。

○議長（ [] 君） 事務局。

○係長（ [] 君） そこは正直申しますとなかなか難しいところではないかなと、事務局としては判断しております。

その原因としましては、認定農業者の方であれ、認定農業者ではない方であれ、農地を持たれて農業をされているということは、そこで農業収入がある程度あるというところでございますので、認定農業者であるからこそ頑張っていたきたいというのはもちろんでございますけども、農地を手放すことに対して、農業委員会のほうで事務局としてどうこういうところは、なかなかむずかしいんじゃないかというふうには思っております。

認定農業者の方につきましても、認定農業者の方の経営計画というものを出示していただくようになっておりますので、そういう際に、経営についてのお話はもちろんさせていただけるところになりますので、そういうところでのお話になるかなというふうには思っております。

○委員（２番 [] 君） 先日、農業委員会の計画か何かありましたよね。その中に認定農業者の教育という言葉が出てきているんです。見たような気がするんです。認定農業者としての認識、また、そこから想像される認定農業者としての地位を確立するためにも、農地に対する愛着を持っておられるような教育をされたということを感じたもんですから、こういうことを言いました。

また、そういう教育をされるということは本当に大事なことだろうと思いますけど、将来の古賀市の農業の農地を減らしていくと、やはり農業としてはゆゆしきことだろうというふうに、教育をしてもらえれば常にそうしていただければ、古賀市の農業ももっといいものになるだろうと思います。お願いします。

以上です。

○議長（ 君） ほかにないですか。

○委員（15番 君） 今、係長の話があったんですけど、これは、やはり個人のこと
で簡単ではないと思います。認定農業者であるかもしれませんが、必要のないことはしないとい
うのは当然のことだと思います。それを最初からそういうことで話すというのは無理があるとい
うふうに私は思います。

○議長（ 君） ほかに。

○委員（2番 君） 今のに反論じゃないですが、古賀市の新規就農者を募っておりま
す。新規就農者が一番困っているのは、耕作する農地がない、借りる農地がないということで、
新規就農者もなかなか大変になっております。

認定農業者というのは、認定農業者に当てはまらないと申請できない補助金とか、助成金もた
くさんある。だから、認定農業者とそうじゃない人というのは区別がされておるんです。です
から、なおさら認定農業者は認定農業者としての意識を持って農業に取り組んでいただきたい
という思いから、私はこういう意見を述べました。

以上です。

○議長（ 君） ほかに。どうぞ。

○委員（19番 君） 清瀧でしたら、薦野のほうなんですね。地図を見てもと大
型トレーラー1台、それから、大型車3台、中型車3台といろいろありますけども、このままの
台数じゃなかろうと思うんです。今後、もっと台数は、このスペースから見たら増えていくとい
う可能性も十分あると思うんです。

そういう面で、小学生も登下校であそこを通りますから、口頭で通学時間帯は通れないとか、
そういう約束はあるかどうかというところなんですけれども、書面でこのことについて取り交
わしをされているかどうか、四、五年たったら、はっきり言いましてうやむやになってしまう可
能性はどうでしょうか。

○係（ 君） こちらのほうに記述のあった水利承諾書には記載はございませんでした。
前回の役員会のほうでそういった話がございましたので、聞き取りといいますか、開発委員会
でどういったお話がされたかというところをお聞きして、その中で、登下校時の利用は避けるこ
とというお話が、申し合わせがあったということをお伺いしております。

○議長（ 君） はい。

○委員（15番 君） 区域委員ですが、開発委員会で文書と申しますか、覚え書を交わしています。

○議長（ 君） ほかにないですか。

○委員（5番 君） 絶対的に、やっぱり農地、農用地を資産として農業者がそういう活用をしたいというのか、第二種農地だから買い取る、転用ができるとなっていますけども、農振農用地は規制されているところでも、2、3反しか持ってない人でもやっぱり資産価値をそういうふうにしたいですけども、規制があるからできない、だから、どうしてもドーナツ化現象で周りがそういうところに集まっているという、非常に農業を振興をしていくという中で、そういうことはどう考えているのかということは、非常に私は課題だろうと思っているんです。まさに、人・農地プラン実質化というのがありますけども、どのような形で古賀市の農業を、開発できるところは、開発しなさいという意味合いに持っていくのか、多少、かたまるところに出ていくのかということも、そういう中でのマスタープランというのがあるんですけど、そういうのを含めて、農業者の方の考えでの生産物で生活が十分にできないという事情もそういうことも考えて、今後、古賀市の全体の農業としてどうあるべきかということを集落で考えていくべきじゃないかということ、それを1つの視点としてとらえていくべきと思っています。

○議長（ 君） ほかに。どうぞ。

○委員（8番 君） 今に関連してなんですけど、やはり、やはり私たちは勤めたことがないわけで、農業一筋で来たわけですが、やはり退職金というものが無いわけです。やはり後継者にゆずるとか、誰かに貸すとか、そういうときは、やはりある程度の退職金並みの金額が欲しいわけなんですけど、こういう私どもの地域のように調整区域であれば、そういう値段で売れないですよ。こういうところは値段幾らかちょっと知りませんが、こういうふうには小野地区では簡単に農地を売って老後の資産にされる。そういう、同じ農業をされていて不公平感がかなりあると思うんですけど、やはり調整区域の方も十分な土地を少し売れば、そういう資金が出るというようなことも考えていかないといけないんじゃないかという気がしております。

以上です。

○議長（ 君） 関連でないですか。

やはり農地の売買するというのは、昔ながらの農家は農地を切り売りしながら農業を維持していたことは事実だと思います。今はそういうことはないですけども、なかなか新しい機械を買うには、やっぱり資金を、借りるのもできるでしょうけど、ある程度の自分の財産を切り売りしながらつないでいく、農業を続けていくという考えの方が多いいと思います。これが一概にいい悪いを決めつけるのは難しいとは思いますが、副会長が言うのも一理あります。他の方が言わ

れるのも一理あります。致し方ない面もあるとは思いますが、その辺は皆さんもある程度、一種農地と三種農地の違いというのもあるでしょうけど、それらはお互いが確認しながら判断していくしかなかなかろうかと思えます。そういうことで。

ほかになれば、採決を取らせてもらいたいと思えますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号7—13に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19号（農地利用集積計画の公告）、申請番号7—26から7—30、事務局、説明を続けてお願いいたします。

○係（松尾翔太郎君） では、議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で5件の利用権設定の申し出がっております。

それでは、御説明いたします。

29ページ、申請番号7—26、所在、今在家竹ヶ下、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が2筆、合計面積1,730平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年7月13日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7—27、所在、筵内久保田、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が1筆、面積814平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年7月13日から令和12年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、30ページ、申請番号7—28、所在、米多比林田、登記簿地目、山林、現況地目、畑の筆が2筆、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が3筆、合計面積2,838平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年7月13日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7—29、所在、青柳山見坂、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、合計面積2,927平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年7月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、31ページ、申請番号7—30、所在、新原水上、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、面積883平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年7月

13日から令和3年12月末までの貸し借りとなっております。

以上、利用権設定について、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

○委員（19番 君） 米多比の委員ですけども、7-28の米多比林田なんですけど、登記簿地目山林が2筆あるんです。現況地目で畑ということになっているんですけど、こういう場合でも、やはり19条を通さなくちゃいけないということになるんでしょうか。

○係（ 君） 一応、農業経営基盤強化促進法の19条と、あと、国の基本要綱で、現況地目で農用地がどうか判断するよということであってありますことから、現況地目と私たち事務局のほうも確認しましたので、今回、議案上程いたしました。

○委員（19番 君） 結局、現況で判断するというのが基本ですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 補足といいますか、ちょっと話はずれるかもしれないですけども、農地法、今回、基盤強化促進法の話になりますけど、農地法のほうでも現況主義というものがございまして、登記地目が山林原野でありましても、現況が田畑である場合は農地法の手続きを取らなければならないということになっておりますので、それに属した形での手続きかというふうに判断しております。

○委員（15番 君） その逆ってあるんですか。登記が農地で現況が山林。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） これが農地法の厳しいところではあるんですけども、農地にしたなら現況でいきますよと。ただ、登記地目が田畑で現況が山林とか、それ以外のものにすれば指導または処分されますよというところになりますので、どちらも農地として扱うということが答えになるのかなという部分です。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をとらせてもらってもよろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、基盤強化促進法第19条の件に関して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、議案第4号非農地判断、申請の7—4、事務局、説明お願いします。

○係（ 君） それでは、議案第4号、申請番号7—4について説明いたします。

こちらにつきましては写真がございます。写真の13ページ目、14ページ目がこちらの現地の写真となっております。こちらも御参照いただきながら説明のほうをお聞きいただければと思います。

申請地、申請人につきましては、記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の33ページ目をお願いいたします。

申請地は、県道筑紫野古賀線の町川原の交差点でございます飲食店の駐車場内への丸囲み内2筆となっております。

申請地につきましては、998番の4につきましては、筑紫野古賀線の拡幅に係る用地買収の際に残地として残ったものを、その後、適切な処理をせず農地のまま残っていたものとなっております。

1006番の4につきましては、平成11年に町川原一区の公民館の建て替えの際に、南側の土地につきましては、現在、公民館がっている南側の土地につきましては転用の手続きを行っていましたが、今回、申請として上がっている1006の4番につきましては、手続きの漏れがあり、地目、農地のまま、現在のまま至っているものと伺っております。

その後、資材置き場、飲食店の駐車場として20年以上使用されており、申請者からは農地法の手続きを行っていたことについて深く反省をしているということで、今後、このようなことがないように法令を遵守する旨、顛末書の提出があつてるところです。

今回の非農地証明の申請の提出に当たって、課税台帳及び農区長及び御近所の方から宅地として一体的に利用されていたことについて確認が取れましたことから、事務局で受理したものです。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準のほうに入らせていただきます。

議案書の34ページ目をお願いいたします。

こちらにつきましては、項目ごとに説明をさせていただきます。

まず、1番、住宅地等の敷地として利用されているということで適としております。

2番、3番につきましては、1番で宅地の敷地ということで上げておりますので検討外としております。

4番、農地法51条の違反転用の処分を受けていないものということで、こちら適としております。

- 5番、農業振興地域内の農用区域ではないということで適としております。
- 6番、農業生産量の高い改良事業の対象農地ではないということで適としております。
- 7番、農業施設等の補助対象農地ではないということで適としております。
- 8番、集団性のある優良農地ではないということで適としております。
- 9番、自然災害による被災土地ではないということで検討外としております。
- 10番、おおむね20年以上耕作放棄されていたということで適としております。
- 11番、農地法30条の指導を受けていないというものということで適としております。
- 12番、他法令との調整の見込みがあるということで適としております。
- 13番、農業委員会が特に必要と認めたものではないことから検討外としております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございました。

 ただいま事務局説明が終わりました。何かありましたら。どうぞ。

○委員（2番 君） これらについては固定資産税を払っているわけですよね。市税課の発行する名寄帳に地目と現況が何であるか載っていますよね。本人が見落とすかもしれないけど市税課の方でチェックできないんですか。何かのときに必ずこういうことがでてくる。よくよく考えたら名寄せに地目もきちんと載っているし、本人が気がつかないのであれば市税課の方で是正できる。そのあたりはどうなんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 現在では、農地であるものを課税地目として雑種地や宅地等にかえる場合は、市税課から照会がっております。

 ただ、過去において、こういった手続きが踏まれてなかったというのが長く続いておりまして、過去において、課税地目が他の地目にかえられたというものは、現在、多数存在しておりまして、それにつきましては、本来であれば、チェックをしていく必要があるんですけども、膨大な数量に上っておりますので、現在、そこら辺のチェックまでは行き届いていないというのが現状でございます。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。

○委員（8番 君） 今回はどうしてこのような申請を出されたの。私どもの地元にもたくさんあると思うんですよね。許可をもらわないでそこを建てた。何かのときにこういうことが出てくるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 今回、最初に申請があった方、地元の役員さんである方が、土地家屋調査士の方でして、地元の役員さんということで、地元の財産の整理をされている中でこういった状

況というのがわかりまして、こういったことになってあるのであれば早く手続きを進めたほうが良いということで、こういった申請が上がってきたものとなっております。

○委員（8番 [] 君） 相続とか、贈与とか、そういうときにこういうのが表面に出るんですか。

○議長（ [] 君） 事務局。

○係（ [] 君） 基本的にこれまでの内容としましては、相続を受けたりとか、または財産の整理をされている中でこういったことがわかり、必要に迫られたとか、そういったことでしているのが多いです。

○委員（5番 [] 君） 非農地証明願を出してですね。本来、登記ですか、本人がやる場所なんだろうけども、農業新聞を見たら鳥取県ですか、法務局と提携して、非農地証明願が出ると、何か税務課が所管になって、税務課に申請で、職権で非農地にしたのを地目変更をするという記載があったんです。それをやった普通に、将来的に非農地になっても、何も本人がしなかったら、そのまま非農地として残るわけです。そして、もう1回、農業委員会に申請しなきゃというような状況が出てくるんじゃないかと思いますが、そこら辺については、事務局の見解は考えておられますか。

将来、非農地通知がいつ、その方が整理しないままできて、子供たち、孫たちが、私たち使いたいけど畑ということで、もう1回、農業委員会にかけないかという事例が出てくるんじゃないかと。

○係（ [] 君） 基本的には、その非農地通知を出した場合、非農地証明とは違って、非農地通知というのは、農業委員会のほうから出しますので、こういった場合は早く地目を変えてくださいという、そういった形で出しております。

ただし、その手続きをされないでいらっしゃる方もおおくいらっしゃいまして、確かにそういうふうに地目の変更をされずに、非農地通知が来たこと自体も本人が覚えていらっしゃらなくて、そういう転用の申請とか、相談に来られることもありまして、その場合は、こちらでわかる範囲につきましては、非農地通知を出しているということはお伝えしております。

○委員（5番 [] 君） 非農地としては何年ぐらい残っているんですか。

○係長（ [] 君） 今、御質問の非農地証明についてもそうなんですけども、転用につきましても、やはり転用されて許可も下りているけども、そのとおり事業は実施されたけども地目変更までされていないという例は結構ございます。それは、やはり業者さんに任せられたりとかという部分もあったりとか、御本人が忘れられたりという理由はあるかとは思いますが、それで、やはり今のような財産の整理とか、そういう中で地目が田畑で残っていたという案件は非農地に限らずございます。

そういう場合は、農業委員会事務局に過去、昭和30年代後半ぐらいからの転用等の台帳が全
てありますので、それをもって証明書をお出しして、地目変更等をしていただいているような現
状であるかと思っております。

○委員（5番 [] 君） 古賀市と法務局だけでは、それは不可能だと思うんです。鳥取県
でいうと、県の農業会議ですか、そこから申請して根拠等をそこで出して、手続きは農業委員会
が出すんですけどね。各市町村で。農業委員会から通知がいったということで考えています。

所有者が手数料を払わんで職権でできるというのが一番いいかなと思って、農業新聞に書いて
あったので紹介しました。

以上です。

○議長（ [] 君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [] 君） なければ、採決をとらせてもらってもよろこびますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [] 君） では、議案第4号非農地判断について、申請番号7-4に対して賛成さ
れます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（西 茂太郎君） 全員賛成。ありがとうございます。

一応、これで議案は終わらせていただきます。

午後4時15分閉会